

アライグマ等捕獲にかかる箱罠の設置に関する要領

1. 目的

兵庫県では、ペットとして飼えなくなったり、逃げ出したりして野生化したアライグマが平成10年頃から神戸市を中心に確認されていたが、その後、阪神、北播磨、中播磨、丹波地域などにも生息域の広がりを見せてきた。

本市においても、平成16年頃に初めて確認され、農作物を荒らしたり、屋根裏に棲みつくなど、市民生活に被害を及ぼすようになった。また、狂犬病やアライグマ回虫などの動物由来の感染症を媒介する恐れもあることから、平成23年度に「伊丹市アライグマ防除実施計画」を策定し、これに基づき捕獲・処分等の防除に努めている。

また、同様にヌートリアについても深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として、同年策定された「伊丹市ヌートリア防除実施計画」に基づき捕獲・処分等の防除に努めているところである。

本要領は、アライグマ及びヌートリア（以下、「アライグマ等」とする。）による被害が生じないようにするため、市民・市内事業者（以下、「市民等」とする。）からの依頼を受けて、設置依頼者の所有地等に箱罠を一定期間設置することによって、アライグマ等を捕獲し野外からの排除を目指すことを目的とする。

2. 設置

(1) 事前連絡および設置にかかる説明

市民等は、あらかじめ市環境クリーンセンター（TEL：072-782-0968）の開庁時間内（年末年始・土日を除く午前8時～午後4時45分）に連絡し、市環境クリーンセンターは、市民等に設置に関する注意事項を説明したうえで、箱罠の設置についての調整を行う。

(2) 設置依頼

市民等は、説明を受けた注意事項に同意の上、伊丹市長に設置依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

(3) 設置場所

箱罠を設置する場合については、第三者に被害が生じないように、設置依頼者の所有地、あるいは設置依頼者が、市環境クリーンセンター職員とその委託業者の立ち入りおよび箱罠の設置について事前に了承を得た第三者の所有地に限る。

(4) 設置台数および設置期間

設置する台数は原則として1回につき1基とし、設置する期間は2週間以内とする。

なお、設置期間のうち、土曜日・日曜日等の市環境クリーンセンターが開庁する日は、アライグマ等の引き取りが困難なことから、捕獲従事者である市環境クリーンセンター職員により金曜日の夕方に箱罠の入口を閉め、月曜日の朝に開けることとする。

なお、箱罠は、アライグマ等以外での捕獲目的では使用しないものとする。

(5) 箱罠の管理

箱罠については、捕獲に関する一切の事項（設置、撤去、誘引餌の散布、引き取り）を市環境クリーンセンターが行うものとする。設置依頼者は、原則として1日1回以上の巡視を行い、

箱罾に子ども等が近づかないように注意するとともに、箱罾の周辺に物等を置かないようにするものとする。

また、箱罾の設置に伴って発生した第三者および設置依頼者自身に生じた損害については、設置依頼者で対応するものとする。

なお、箱罾に破損等があった場合には、直ちに市環境クリーンセンターに連絡し、原則弁償することとする。

3. アライグマ等小動物（ハクビシン、タヌキ、アナグマ、犬・猫等を含む）が捕獲された場合

(1) 連絡

設置依頼者は、アライグマ等小動物が捕獲されたことを確認した場合、設置依頼者は市環境クリーンセンター（TEL：072-782-0968）に速やかに連絡するものとする。ただし、夜間に捕獲された場合には、翌日の市環境クリーンセンター開庁時間内（午前8時～午後4時45分）に連絡するものとする。

また、小動物（ハクビシン、タヌキ、アナグマ、犬・猫など）の錯誤捕獲が生じた場合についても同様に、市環境クリーンセンター職員が放獣を行うため、速やかに連絡するものとする。

(2) 引き取り

設置依頼者は、アライグマ等が捕獲された場合は、その引渡しに立ち会うものとする。

4. その他

本要領に定めがないものについては、その都度市環境クリーンセンターと協議すること。

付 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

アライグマ等捕獲用箱罾設置依頼書

伊丹市長 様

設置依頼者 住 所 _____

氏 名 _____

TEL _____

「伊丹市アライグマ防除実施計画」及び「伊丹市ヌートリア防除実施計画」並びに「アライグマ等捕獲にかかる箱罾の設置に関する要領」に基づき、アライグマ等捕獲用箱罾設置について下記のとおり依頼します。

また、事故が発生した場合については、設置依頼者において一切の責任を負うとともに、速やかに市環境クリーンセンターに連絡します。

記

1. 数量	基
2. 設置場所	伊丹市
3. 設置希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4. 被害状況	

《 注意事項 》

- 設置期間は最長 2 週間とします。
- 設置場所が設置依頼者自身が所有する土地でない場合、当該土地所有者の同意は、設置依頼者が事前に得てください。
- 箱罾の設置、撤去、誘引餌の取替え、捕獲動物の引き取り並びに箱罾の開閉（金曜日の夕方に閉め、月曜日の朝に開ける）のため、市環境クリーンセンター職員とその委託業者が敷地内に入りますので、立会いをお願いします。都度立会いが困難な場合は事前調整をお願いします。
- 箱罾には決して触らないでください。また、箱罾に子どもやペットが近づかないよう掲示物など、近隣も含めての周知を行ってください。
- 万が一、箱罾による事故が発生した場合、設置依頼者が自己責任を負い、市では責任を負いません。

上記の注意事項について市環境クリーンセンター職員から説明を受け、同意しました。

なお、設置場所については、

設置依頼者の所有する土地です。

設置場所の土地を所有する者より、市環境クリーンセンター職員とその委託業者による立ち入りおよび箱罟の設置について同意を得ました。

(上記のいずれかにチェックを入れてください)

年 月 日 氏名_____

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。